

嬭恋村農業委員会総会議事録(第30回)

- (1) 開催日時 令和4年12月12日(月)開会:午後1時24分閉会:午後2時40分
開催場所:大前活性化センター 1階ホール
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員16名)
農業委員
1.千川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次 8.黒岩純一
9.千川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ 14.黒岩広司 15.樋口忠男
16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 欠席 2.関喜吉
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5)提出された議案
第1号議案 国土調査(地籍調査)実施に伴う農地の地目変更等について
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第3号議案 非農地の決定について
第4号議案 農用地売買のあっせん申出について
第5号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について
第6号議案 その他

(6)会議の概要

事務局長 皆さんお疲れ様です。皆さんお揃いになりましたので、ただ今より農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。嬭恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは農業委員会会議規則第7条の規定により会長の宣告で始めさせていただきます。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いいたします。

会長 皆さんこんにちは、12月に入りまして朝晩大分寒くなりました。もう農作業等も終了し、ゆっくり過ごしているのではないかと思います。ただ、毎度の話ですがコロナが第8波という事で、嬭恋村でも大分感染されている方もいるようですので、もうすぐ令和5年になるわけですが、皆さん気をつけて健康で新しい年を迎えて下さい。また、本日は推進委員の皆さんにも出席いただきまして、後ほど秋に行われました農地パトロール結果については是非色々なご意見をお聞かせ願えればと思います。

それでは続きまして、3の嬭恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第11番号委員中村明彦委員、第12番号委員黒岩晋委員をお願いいたします。

続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。

【第1号議案 国土調査(地籍調査)実施に伴う農地の地目変更等について】を議題といたします。本日は、建設課の国土調査係の方が見えておりますので本案について調査係の方から説明をお願いします。

建設課国土調査係

皆さんこんにちは、日頃より役場の国土調査につきましてご理解ご協力頂きまして誠にありがとうございます。また、一部の委員さんには推進実行委員として現地立ち会いの方で大変お世話になりました。この場をお借りしまして改めてお礼申し上げます。それでは、早速ですが令和元年度の国土調査(地籍調査)実施、鎌原の市後原、田代の助右エ門の2、出水の1について説明します。それでは、鎌原の市後原の位置図から見ていきたいと思ひます。赤い線で囲まれた所が位置です。場所は、孺恋郷土資料館の反対側になります。36haという調査面積です。農地関連の地目変更等で関連事項に分けてあります。1、農地から農地以外になる土地6筆、2、農地のまま合筆する土地2筆、3、農地以外から農地になる土地1筆、4、農地に地目変更後合筆される土地7筆、5、分筆地が農地になる土地1筆です。(資料に基づいて説明。)

続きまして、田代の助右エ門の2・出水の1について説明します。助右エ門の位置図から見ていきたいと思ひます。赤い線で囲まれた所が位置図です。場所は郵便局の裏側にあたります。面積的には凡そ65haとなっております。令和元年度の地籍調査地区、農地関連の地目変更等で関連事項に分けてあります。1、農地から農地以外を分筆する土地4筆、2、農地以外から農地になる土地5筆、3、農地に地目変更後合筆される土地18筆、4、分筆地が農地になる土地4筆です。(資料に基づいて説明。)令和元年度の国土調査等につきまして災害等がありましてご報告が遅れましたことをこの場をお借りしましてお詫び申し上げますと共に調査結果の説明は以上となります。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。今、鎌原と田代の関係の説明をいただきました。本日担当が見えておりますので何かお聞きになりたいことがあればお願ひします。なければお諮りします。【第1号議案 国土調査(地籍調査)実施に伴う農地の地目変更等について】異議無しとして決定しても宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 はい。ありがとうございます。【第1号議案 国土調査(地籍調査)実施に伴う農地の地目変更等について】異議無しとして決定します。国土調査係につきましてはここで退室となります。ありがとうございます。続きまして、【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」について】を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】2件事務局説明

1番号 親子間の贈与による所有権移転

2番号 親子間による使用貸借

議長 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】の1番号の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。13番号委員お願ひします。

13番委員 はい。12月9日に事務局と推進委員、農業委員で現地確認をしました。場所は村中より約4km長野原町との境付近です。親子間の贈与ですので特に問題は無いと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。1番号につきまして、その他の委員の意見ございますか。特にないようすでお諮りします。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】1番号は許可するものとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」について】1番号については、許可するものとして決定します。続きまして、2番号についてどなたか委員のご意見ございますか。

11番委員 12月上旬に農業委員、推進委員と事務局で現地確認をしました。場所は〇〇青果の上側です。親子関係の使用貸借であり問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。その他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】2番号は許可するものとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」について】2番号については、許可するものとして決定します。続きまして、【第3号議案「非農地の決定について」】を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事務局 【議案第3号「非農地の決定について」】55件62, 517㎡。令和4年度農地パトロールの現地確認による非農地判断である旨説明。

議長 第3号議案の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【第3号議案「非農地の決定」】については非農地として決定して宜しいでしょうか。よろしければ挙手を願ひします。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第3号「非農地の決定」について】は非農地として決定します。続きまして、【議案第4号「農用地売買のあっせん申出」について】を議題といたします。事務局より説明願ひします。

事務局 【議案第4号「農用地売買のあっせん申出」について】事務局より5件説明。

議長 はい。【議案第4号「農用地売買のあっせん申出」について】ですが、今回 5 件の申出があります。最初の案件は田代地区ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

10 番委員 12 月 7 日に地元委員と事務局で現地確認をしました。場所は田代駐在から右へ登った場所です。問題ないと思います。2 番目ですが田代湖の周回道路沿いの畑です。3 番目は田代コミュニティセンターから愛妻の丘へ向かう途中中間地点から東へ300m程の所です。4 番目も田代湖周回道路一角の所です。いずれも耕作しておりあっせんを受けるのには問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。続きまして大笹の関係ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

5 番委員 12月9日に現地確認をしました。場所は、パノラマラインより山梨開拓方面です。所有者は高齢で後継者もいせんのであっせんを受けることに問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【議案第4号「農用地売買のあっせん申出」について】5 件についてはあっせんを受けるということで決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議長 はい。ありがとうございます。【議案第4号「農用地売買のあっせん申出」について】5 件についてはあっせんを受けるということに決定します。尚、あっせん委員につきましては、田代地区の案件は田代地区の委員農業委員2名、推進委員2名の4名、大笹の関係は大笹地区の農業委員2名、推進委員2名の4名にお願いします。あっせん委員会の日時は事務局の方から関係委員に後日ご連絡いたします。宜しくお願いします。続きまして、【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。尚、農業委員会法第31条の規定により14番委員の退席を願います。

(14番委員退席)

議長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】
農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるもの

です。利用権の設定するもの7名、設定する土地19筆、面積54,952㎡、利用権の設定を受けるものが2名となっております。

議 長 この件につきましてどなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。【議案第5号の「農用地利用集積計画(案)への意見決定」】は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第5号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。

(14番委員着席)

議 長 続きます、【第6号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第6号議案【「その他」について】報告。

報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 2件

報告2 農地転用許可後の事業完了報告について 1件

議 長 【第6号議案「その他」】の報告をいただきました。本日の議案は全て終了しました。その他のその他ですが、事務局より願います。

事務局 事務局より2点お願いがあります。まず、推進委員さん宛の封筒の中に、農用地利用集積計画明細書、利用権設定更新、新規設定手順書、基盤法様式、記入例が同封されています。該当地区する地区の委員のみとなりますが宜しく願います。ちなみに、該当地区は田代、干俣、鎌原地区のみになります。確認していただき該当地区の委員さんは更新をお願いします。また、新規で設定したい方や、質問等があれば事務局まで願います。

事務局長 ただいまの事でお聞きしたいことがあれば小嶋の方へご質問等ございますでしょうか。後ほどでも構いませんので何かございましたら事務局まで願います。続きます、先月の農業委員会で農業委員にはお知らせしましたが、コロナ禍前は例年12月に忘年会が行われていましたが、今年につきましても村全体の各種委員の忘年会も中止ですので、大変申し訳ありませんが農業委員会の忘年会も中止にさせて頂きたいと思っております。よろしく願います。

議 長 続きまして、この秋に行われました農地パトロールにつきまして各地区から状況等ご報告をいただきたいと思います。お手元に令和4年度農地パトロール集計という事で一覧表があります。例年、推進委員さんを中心に農地パトロールをして頂いていますが、各地区の現状等のお話をいただきたいと思ひまして、昨年と変わったことや、お気づきの点がございましたら発表をお願いします。

田代地区 昨年とほとんど変わっていないような状況ではありまた。ただ、この先年々農家をやめる人がいて条件の悪い畑は今以上に空いてくるのではないかという感想を持ちました。以上です。

議 長 後継者がいなくなったりして、耕作条件の悪い畑がどうしても空いてくるという事でしょうかね。続きまして干俣地区お願いします。

干俣地区 干俣地区も田代地区と同じです。あまり変わらないというか大きな道沿いの畑は、まだ借り手がつくけど立地が悪い所とか、昔はソバを植えたりしていたが、いまはそれもしなくなつた。結局キャベツを作るのには耕作条件が悪くて作れないという所が荒れてきている。これからは、そこを誰かが借りて作るのは難しいのかなと思ひました。今年、ドローンを使ったパトロールを実施しましたが便利だと感じました。

議 長 はい。では、続きまして大笹地区の委員さんお願いします。

大笹地区 まわる箇所が多くて、ちょっとまわりきれなかったです。委員も、自分の畑のない知らない場所は、地図上で場所を特定するのに時間がかかってしまいました。進入路がなく、ちょっと離れた所から確認するような場所は非農地とさせて頂きましたが、非農地になっていない場所は毎年確認するのですが、やはり、狭小、傾斜、畑の中に水路が通っていたりとか悪条件だと中々耕作されていない状況です。耕作放棄地は草が生い茂り、獣道がありすごく荒れています。今現在耕作している畑でも直ぐそこまで迫っているのが現状で、金網柵をしているが、それでもイタチごっこのような状態で、とても作るのが大変です。そもそも獣害被害の根本である獣の個体数を減らす施策をしていかないといけないと感じました。

議 長 獣害が迫っているという事で、そういう施策も必要ではないかという事ですね。次、大前の状況をお願いします。

大前地区 大前地区も大体同じですが、面積が狭く、進入路が狭い。道がない。そういった所は空いてきている。そんな状況でした。草刈り等で耕作可能とはありますが、中々借り手がないので、そういった所に段々木が生えたり非農地化してくのではないかという不安があります。以上です。

議 長 西窪地区お願いします。

西窪地区 西窪地区では、9月28日にパトロールを行いました。まず農地に人が居ない。居るのは野生動物くらいです。例年になくまた荒れた農地が増加しているように感じました。高齢者ばかりで後継者がいないのが一番の問題だと思いました。また、貸し手がいても借り手が居ないというような事が現状です。

議 長 ありがとうございます。やはり耕作をする方がいないのが荒れる原因という事ですね。根本的な解決策がないと思いますね。はい、続きまして門貝地区お願いします。

門貝地区 はい。門貝の関係は10月4日火曜日の9時から農業用委員会事務局3名、門貝地区の農業委員、推進委員5名で地区内を確認しました。結果としては、前年と耕作状況は大きな変化はないように見受けられたわけですが、やはり先程から話が出ていますように条件の悪いところは前年同様荒らしている。また、近年獣害の被害が多く、地区内の畑で家庭菜園的に耕作している方が最後獣害で嫌になって荒らしている。そのようなことが荒れている条件のひとつかなという状況です。耕作条件の良い須原地区というところは干俣地区の農家の皆さんにご協力いただき前年と変わらない耕作を頂いているという印象を受けました。以上です。

議 長 はい。地区内は大変な状況ですが須原地区は今後も耕作して行って頂きたいと思います。続きまして、三原地区お願いします。

三原地区 はい。三原地区ですが、毎年パトロールをする度に感じますが、三原地区は年々耕作条件放棄地が増えてきていると感じました。三原地区は耕作条件が悪く、機械が入らなかつたり狭かつたり中々農地を集積して、一定の規模を保っていくのには不向きな場所です。農業経営には適さない。ほかから新規参入者が中々入ってこられない環境にあると実感しました。今、やっているのは高齢者が自宅近くで家庭菜園をやっているのみで、それも段々厳しくなっている。これから先も三原地区においてはあまり希望が見えないような状況が続くのではないかという感想です。

議 長 はい。ありがとうございます。私も、三原地区で一緒に歩きましたが、特に今までやっていた家庭菜園も高齢化でやめていっているような状況が増えているような状況です。
続きまして鎌原地区お願いします。

鎌原地区 はい。鎌原地区ですが、10月13日に推進委員2名と事務局で鎌原の集落周辺から浅間開拓方面まで一日かけて行いました。特に違反行為等は確認されませんでした。鎌原地区も他の地区同様就農者の高齢化、離農が増えているような状況で、事務局

にお世話になり耕作放棄地の非農地手続き等により、確認該当地は減少してきているとは思いますが、面積の広い耕地の場合は西部地区の農家の皆さんや浅間開拓の大規模農家の皆さんにより耕作して頂いている状況ですが、傾斜地とか狭小な所は非農地になりつつあると感じます。また、鎌原地区は水田が結構ありますが、作っている方が数件でしてこの方達がやめられたらどうなるのかという心配が毎年出ております。以上です。

議長 ありがとうございます。続きまして芦生田地区お願いします。

芦生田地区 芦生田地区は10月17日に行いました。例年同様ですが、道が悪く、面積が小さい、耕作条件が悪い所がやる人がいなくなり借りる人も居なく年々荒れてきているのかなというのが実情です。以上です。

袋倉地区 はい。袋倉地区は10月20日事務局3名、地元委員2名で行いました。他の地区と同じですが、条件不利な所が耕作放棄地になったり、亡くなって相続が上手くいかなかったりという所が荒れていました。隣の人が耕作してくれたりすれば畑として使えるような所が何か所かありましたが、厳しい状況です。以上です。

議長 はい。ありがとうございます。続きまして今井地区お願いします。

今井地区 お世話になります。今井地区は昨年と比べて耕作が再開されていた所もありましたが、同じくらい新たに耕作放棄地になった所もあるような状況です。他の地区と同じですが、道がないですとか小さいような条件の悪い所は中々耕作が再開されないような状況が続いています。また、まわってみて感じたのは今後、田んぼの耕作放棄地が増えるのではないかとというのが率直な感想です。以上です。

議長 ありがとうございます。各地区の状況をご報告頂きましたが、担い手が居ないとか高齢化だったり、大変な状況が続いていますが、少しでも小さい面積の所もやってみたい人がいたら多少なりとも荒地がなくなればと思いますし、また、大きい畑も鳥獣害被害等の対策をどうにか役場当局に取組をお願いしていかなければと思います。いずれにしても1ヶ月以上かかって各地域をまわって頂いたわけですが、是非これからも出来るような人や、やってみたい人がいましたらその辺の道筋を建てるような形でご指導いただければと思います。大変ありがとうございました。農地パトロールのご報告は以上で終わりにしたいと思います。

事務局長 事務局より農業者年金の加入推進について説明漏れがありましたので小嶋より説明させていただきます。

事務局 こちらは、農業委員、農地利用最適化推進委員さん両方にお配りしました。お願いし

たいのは農業者年金の加入推進です。加入推進チラシ等を活用いただき、推進をお願いします。また、他にも参考資料として農業者年金の概要とその他に農業者年金の受給見込み額試算等も同封させて頂きましたので後でご確認下さい。加入希望者がいればJA婦恋村本所の金融課で手続き頂くようご案内下さい。また、加入推進を行った場合は農業委員会活動記録簿、農業者年金加入推進記録簿をそれぞれご記入いただき、農業者年金加入推進記録簿については事務局までご提出下さい。また、ご不明な点等があれば事務局の小嶋までご連絡下さい。説明は以上となります。

事務局 すみません、事務局より農地パトロールに伴う非農地判断の土地につきまして、ご連絡がございませぬ。毎年、非農地判断をしまして非農地決定通知書を該当の土地所有者の方にお出ししてはいますが中々、自分では登記地目の変更をなされぬということ、群馬県と前橋地方法務局の方で協議しまして、昨年度より婦恋村長からの要請によって職権により登記地目を変更することになってはおります。そのことにつきまして、地元の所有者の方ですとか、そのようなご質問等がございましたらご案内いただくかもしくはご不明な点がございましたら事務局までお問い合わせ頂きますようお願いいたします。

5番委員 農業委員会を通さなくても地目変更出来るということですか。

事務局 いえ、農業委員会で非農地決定をした土地についてです。

10番委員 皆費用がかかるから登記をしないので、その費用を婦恋村が補填するということですね。個人の費用はかからないですね。

事務局 費用はかかりません。登記済証が法務局より通知されるということになります。あくまでも、農業委員会の農地パトロールにより非農地決定した土地だけですので、普段の個人からの申出につきましては、従来通り個人負担で地目変更登記をしていただくようになります。

5番委員 これは、すごく農地パトロールが重要になってきますね。

11番委員 非農地決定をした結果の土地のみですよ。地目変更登記を行うのに費用がかかるわけですね。それを村が代行するということですね。

議長 そうですね。村が代行して地目変更を申請して行うということですね。

10番委員 その枠に制限はないのですか。申請すれば出ただけやってくれるのですか。

事務局 一応、去年は期限を設けまして、何時何時までに地目変更登記について同意頂けない方はご連絡下さいという事で、どうしても地目変更登記が嫌だという方がおりますので、その方を除いたものを職権で地目変更しました。

10番委員 では、逆に申請が来るのではなく、こっちの方で非農地決定したものについて結構ですといわれない限りは自動的に地目変更登記をするということですかね。

事務局 はい。そうです。

5番委員 あれでしょうか。専業農家が小作料を下げればもっと耕作する人が増えますかね。一部の人間しか規模拡大しようとする人がいないです。

10番委員 いや、それはどうですかね。小作料の段階ではちょっと無理なのは。

松本推進委員 これだけ資材が高騰してくれば無理ではないですか。

5番委員 今年安くて意欲が衰退している所がありますよね。余計耕作放棄地が増える心配があります。

10番委員 耕作地が増えるということは今の現状だとあまりないですよ。まあ、でも木を結構切って耕作地を増やしている部分があります。昔は、日陰で作れなかった所を木を結構切って作れるようになっていきます。

5番委員 高齢化が進み、皆疲れている。

10番委員 それもあるが、2毛（2期作）が進んでいる。昔はあまりしていなかったが。今はかなり同じ畑で結構2回作っている。そうすると土地が余ってくる

5番委員 2回できるような畑は、まだ借り手も買い手もいます。一年間の小作料で2回作れば徳です。

10番委員 当然そうです。まず、耕作出来ないところは作れない理由があるところですね。良い畑で余っているところはないです。1年だけ休ませているという所はありますが。

5番委員 鎌原とか袋倉等に借りていた西部地区の農家が出耕作をやめていっているのではないかな。

10番委員 それは有ると思います。100件の農家が2町歩、2毛（2期作）増やせば200町歩

増えるということです。

5 番委員 東部の農地を無償で貸してくれる方がいれば良いですが・・・。

6 番委員 中々難しいですね。まあ、作ってもらえるだけありがたいですが。

5 番委員 うちの周辺で草退治してくれれば無償で良いから使って下さいという人もいます。年数回の草刈りが必要です。

事務局長 大変色々ご意見ありがとうございました。補足ですが本日、委員報酬明細を封筒に同封しました。後ほどご確認下さい。

議 長 農業者年金は加入期限はありますか。

事務局 特にありません。随時受け付け出来ます。

議 長 随時受け付けているそうですので、西部地区の特に若い人を中心に加入推進をお願いします。

11 番委員 有害鳥獣でドローンを使った対策等があれば教えて下さい。

事務局長 ちょっとドローンを使った駆除等の情報が農業委員会に入ってきてませんので情報がありましたらお知らせします。

10 番委員 干俣地区のドローンは農地パトロールで活用しているという事ですか。

事務局長 はい。そういうことです。

10 番委員 それは、成果がありましたか。

事務局長 そうですね、昨年等もやはり車等で行けないところもありますので大分成果が上がっております。

議 長 それでは、次回は令和5年1月10日(火)の午後1時30分から役場の第二会議室となります。それでは、これで本日の定例会は全て終了となります。12月の定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時40分閉会

議 長

(西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人

第11番委員

(中村 明彦) 中村 明彦

第12番委員

(黒岩 晋) 黒岩 晋